

総合情報センター一年報



平成28年度

目 次

1. 概要	
1) 総合情報センターのめざすもの	1
2) 総合情報センターの所在地等	1
2. 組織及び教職員	
1) 組織	1
2) 部会	1
3) 教職員	2
3. 図書館	
1) 開館時間	2
2) 図書等受入状況	3
3) 図書館利用状況	5
4) 電子ジャーナル・データベース	6
5) その他設備等	8
4. 情報処理センター	
1) サーバ、ネットワークシステムの概要	8
2) 登録 ID 総数及び教職員、学生、大学院生ごとの内訳	9
5. 総合情報センター	
1) 総合情報センターの運営	9
2) 研究活動	12
3) 研修報告	13
6. その他	
資料等	15

1. 概要

1) 総合情報センターのめざすもの

高知県立大学総合情報センター図書館及び高知短期大学総合情報センター図書館の管理、運営、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧、調査及び情報処理施設の管理、運営を行い、教職員及び学生の情報処理に関する教育、研究の支援を行うとともに、地域社会の図書館活動及び学術情報システムの確立に協力し、地域の発展に寄与する。

2) 総合情報センターの所在地等

(1) 永国寺キャンパス

〒780-8515 高知市永国寺町 2-22

TEL 088-821-7129

(2) 池キャンパス

〒781-8515 高知市池 2751-1

TEL 088-847-8701

2. 組織及び教職員

1) 組織



2) 部会

(1) 図書部会

県立大図書部会及び短大図書部会は、それぞれの大学に係る図書館資料の収集等に関する業務を行う。(図書部会規程 第2条: 所掌事項)

(2) 情報処理部会

部会は、次の各号に掲げる業務を行う。(情報処理部会規程 第2条: 所掌事項)

- ・ 情報処理システムの維持、管理及び運営に関する業務
- ・ 学内ネットワークの維持、管理及び運営に関する業務
- ・ 学内ネットワークと学外ネットワークの接続に関する業務

- ・ 学術情報処理に関する業務
- ・ 情報処理システム利用者教育に関する業務
- ・ その他情報処理に関し必要な業務

3) 教職員

教員 3名(専任教員2名)

職員 永国寺図書館 正職員2名

契約職員1名

派遣職員2名

非常勤職員1名(工科大派遣)

池図書館 正職員1名

準職員1名

契約職員2名

派遣職員1名

(平成29年4月1日現在)

3. 図書館

永国寺図書館は、一般教養分野、文化学部関係の図書が主となっており、短期大学が併設されている関係で、社会科学関係の図書も収集されている。池図書館は、医療・看護関係、社会福祉関係、健康栄養学部関係の図書が主となっている。

年2回、各教員から授業等に関連した図書をリストアップする推薦図書制度が設けられている。新任教員に対しては、自分が専門とする図書が不十分な場合があることから、上述の推薦図書とは別に、着任の年初に推薦図書をリストアップして、学生の教育・研究環境を整えている。

平成28年度には、両図書館にICタグを導入した。また、永国寺図書館は長期休館をして新図書館への移転作業を行った。

1) 開館時間

永国寺キャンパスには、文化学部の夜間主と夜間課程の短期大学があり、永国寺図書館では夜21時まで開けている。

池図書館では平日夜19時まで開けている。

開館時間

	永国寺図書館	池図書館
月～金	8:30～21:00	8:30～19:00
土	10:00～16:00 (※)	10:00～16:00 (※)

※) 春季・夏季・冬季休業中を除く

2) 図書等受入状況（平成 28 年度）

所蔵図書等は、平成 29 年 4 月 1 日現在、図書 241,759 冊、雑誌タイトル 2,149 である。

図書・雑誌の蔵書数

（単位：冊、タイトル）

項目	永国寺図書館	池図書館	合計
図書（冊）	148,918	92,841	241,759
雑誌（タイトル）	1,157	992	2,149

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

<図書>

（単位：冊）

			永国寺	池	合計
図 書	和 漢 書	蔵書数 (H28 年 4/1 現在)	138,911	85,954	224,865
		平成 28 年度 受入数	706	1,277	1,983
		平成 28 年度 除却等	-10,036	-3,531	-13,567
		蔵書数 (H29 年 4/1 現在)	129,581	83,700	213,281
	洋 書	蔵書数 (H28 年 4/1 現在)	20,268	9,150	29,418
		平成 28 年度 受入数	26	96	122
		平成 28 年度 除却等	-957	-105	-1062
		蔵書数 (H29 年 4/1 現在)	19,337	9,141	28,478
	合 計	蔵書数 (H28 年 4/1 現在)	159,179	95,104	254,283
		平成 28 年度 受入数	732	1,373	2,105
		平成 28 年度 除却等	-10,993	-3,636	-14,629
		蔵書数 (H29 年 4/1 現在)	148,918	92,841	241,759

<雑誌>

(単位：タイトル)

			永国寺	池	合計
雑 誌	和 雑 誌	蔵書数 (H29年4/1現在)	925	807	1732
		平成28年度 受入数	117	234	351
		平成28年度 受入開始数	3	2	5
		平成28年度 除却等	-59	-171	-230
	洋 雑 誌	蔵書数 (H29年4/1現在)	232	185	417
		平成28年度 受入数	10	59	69
		平成28年度 受入開始数	0	0	0
		平成28年度 除却等	-50	-14	-64
	合 計	蔵書数 (H29年4/1現在)	1,157	992	2,149
		平成28年度 受入数	127	293	420
		平成28年度 受入開始数	3	2	5
		平成28年度 除却等	-109	-185	-294

(注) 平成27年4月1日から高知工科大学との法人一元化に伴い、図書館情報管理システムリメディアオに移行したことにより蔵書数はリメディアオの登録数とした。

<視聴覚資料> (平成29年4月1日現在の所蔵数)

- (1) 永国寺図書館： 3,876 件
- (2) 池図書館： 1,509 件

3) 図書館利用状況

<文献複写>

(単位：件)

		依頼			受付		
		公費	私費	計	受付	紀要送付	計
平成 28 年度	永国寺	73	66	139	226	58	284
	池	1,143	563	1,706	771	0	771
	合計	1,216	629	1,845	997	58	1,055

<相互貸借>

(単位：件)

		依頼			受付
		公費	私費	計	
平成 28 年度	永国寺	54	2	56	31
	池	77	6	83	61
	合計	131	8	139	92

<図書館利用状況>

(単位：人、冊)

項 目		平成26年度	平成27年度	平成28年度
入館者数	永国寺	20,348	14,148	10,430
	池	48,842	41,680	45,138
	合計	69,190	55,828	55,568
貸出人数	永国寺	3,867	3,496	2,914
	池	6,905	6,346	5,310
	合計	10,772	9,842	8,224
貸出冊数	永国寺	7,246	8,746	7,348
	池	17,493	15,105	13,901
	合計	24,739	23,851	21,249

永国寺図書館は新図書館への移転に伴う休館等の影響により利用が減少したものの、池図書館の利用頻度は高く、平成 28 年度の利用状況は、延べ入館者数 55,568 人で、21,249 冊の図書が貸し出されており、有効に活用されている。また、平成 28 年度末の学外登録者数は、両図書館合わせて 722 人であり、本学学生、教職員ばかりでなく、広く県民にも利用されている。

4) 電子ジャーナル・データベース

データベース・電子ジャーナルは、ProQuest Research Library、EBSCOhost(Academic Search Premier, CINAHL Complete, MEDLINE Complete, ERIC, Food Science Source)、CiNii、Westlaw Next、Westlaw Japan(文化学部共通予算)、ヨミダス文書館、マガジンプラス、メディカルオンライン、医学中央雑誌、リンクリゾルバーSFXを導入している。

(1) ProQuest Research Library

人文、社会科学、心理学、芸術、ビジネス、教育、金融、福利厚生、法律、医学、政治、宗教、科学技術といった幅広い分野の学術雑誌を収録したデータベースである。この中には次のデータベースも含まれている。

*New York Times

New York Times に掲載されたニュース記事のデータベース。

*ProQuest Dissertations & Theses A&I

北米を中心に世界の修士・博士論文を収録するデータベース。

(2) EBSCOhost

EBSCO 社が提供するデータベース

① CINAHL Complete

看護学、保健医療、消費者健康、生態臨床医学等のデータベース。

② MEDLINE Complete

医学全般、薬学、看護学、歯科学、獣医学、保健医療学等のデータベース。

③ Academic Search Premier

人文、社会、自然、医療、デザイン、コンピュータ等、幅広い分野をカバーするデータベース。

④ ERIC

教育関連の文献とリソースを利用できる。

⑤ Food Science Source

食品産業に関連する問題を取り扱った定期刊行物のデータベース。

(3) CiNii Articles

日本の学術論文を中心にした論文情報が検索できる。

(4) CiNii Books

全国の大学図書館が所蔵する資料（図書、雑誌など）の情報が検索できる。

(5) Westlaw Next

ウエストロー・ジャパン社が提供する外国法の法律情報オンラインデータベース。
判例、法令、行政関連資料、法律雑誌・紀要、法律百科事典、弁護士年鑑のほか、
ニュース、企業情報、公的資料、特許情報をはじめとするビジネス法務に関わる各種
周辺情報などが検索できる。

(6) Westlaw Japan (文化学部共通予算)

ウエストロー・ジャパン社が提供する日本法の法律情報オンラインデータベース。
判例、法令、行政関連資料、法律雑誌・紀要、法律百科事典、弁護士年鑑のほか、
ニュース、企業情報、公的資料、特許情報をはじめとするビジネス法務に関わる各種
周辺情報などが検索できる。

(7) 読売新聞 「ヨミダス文書館」

読売新聞社が提供する新聞データベース。
1986年9月からの読売新聞と、1989年9月からの THE DAIRY YOMIURI (英字新聞)
とが収録された新聞データベースと「よみうり人物データベース」が利用できる。

(8) MAGAZINEPLUS (NICHIGAI/WEB サービス)

日外アソシエーツ提供の雑誌・論文情報データベース。
国立国会図書館の「雑誌記事牽引」のほか、調査がしにくい学会年報・論文集や地
方誌なども検索できる。1945年からのデータを収録。最新データが毎週更新されて
いる。

(9) The American Journal of Clinical Nutrition

アメリカの臨床栄養学の雑誌を閲覧することができる。

(10) Profession

近代言語及び文学の電子ジャーナル。

(11) 理科年表プレミアム

丸善出版が提供する総合自然科学系データベース。
理科年表(国立天文台編)の創刊号(1925年)から最新号までのデータが収録されて
いる。

(12) メディカルオンライン

医学文献の検索・閲覧及び文献全文をダウンロード提供する医療総合 Web サイト。

(13) 医中誌 web

医学中央雑誌刊行会が提供する医学系データベース。

(14) リンクリゾルバー (SFX)

データベース等で発見した文献の入手方法・入手場所を適切にナビゲートするツール。

5) その他設備等

〈永国寺図書館〉

- ・ 閲覧席 95 席
- ・ 学内者専用端末 4 台
- ・ 一般利用者のための開放端末 2 台
- ・ グループ研究室 1 室
- ・ 視聴覚席 5 席

〈池図書館〉

- ・ 閲覧席 117 席
- ・ 学内者専用端末/一般利用者のための開放端末 10 台
- ・ 医中誌 web 専用端末 2 台
- ・ グループ室 2 室
- ・ 共同研究室 1 室
- ・ キャレル 1 室
- ・ 視聴覚席 5 席

4. 情報処理センター

学内 LAN の状況

1) サーバ、ネットワークシステムの概要

○ サーバ

基幹サーバとして池・永国寺キャンパス及びデータセンターに仮想サーバ (3 台) を運用している。

○ ネットワークシステム

池・永国寺キャンパスともにデータセンターからインターネットに繋がっており、永国寺キャンパスと池キャンパスは 1Gbps で接続されている。

両キャンパスともに有線・無線 LAN 環境が整備されている。

2) 登録ID総数及び教職員、学生、大学院生ごとの内訳

- 教職員 209名 (教員 124名、事務職員 85名)
学 生 1,354名 (学部 1,272名、大学院 82名)
- 接続端末の総数
総数 約 800 台
 - 永国寺キャンパス 約 350 台
 - 池キャンパス 約 450 台

5. 総合情報センター

1) 総合情報センターの運営

(1) 総合情報センター運営委員会、情報処理部会、図書部会

総合情報センター業務を遂行するため、高知短期大学との合同総合情報センター運営委員会を定期的に11回開催した。情報処理部会はメーリングリストにて適宜、図書部会は総合情報センター運営委員会に含め開催した。

(2) 図書部門 (図書部会)

① 推薦図書事業

前期、後期にそれぞれ1回、計2回通常の推薦図書を実施した。また、新任教員が学生に利用させる図書等を配慮して開始された新任教員推薦図書を実施した。

② 永国寺図書館蔵書整理

永国寺図書館は、平成29年4月に開館した新図書館への移転のため、平成26年度より蔵書整理を行ってきた。平成29年1月までに、合計約39,000冊の除却を行った。

③ 池図書館重複図書の整理

ICタグ導入の事前整理として、9月に重複図書約4,500冊の除却を行った。

④ ICタグの貼付と書籍管理

池図書館に関しては昨秋、永国寺図書館に関しては新図書館移転時に、それぞれすべての書籍にICタグを貼付し、貸出サービスの向上及び図書管理作業の効率化を図った。ICタグシステム導入に伴い、自動貸出機を導入し、利用者説明会を実施した。

⑤ 蔵書点検と蔵書整理

池図書館は、導入したICタグによる書籍管理システムを用いて12月に蔵書点検を行い、3月には蔵書整理を行った。

⑥ 永国寺新図書館への移転作業及び開館準備

平成 29 年 4 月に開館した永国寺新図書館へ旧図書館から資料の移転を行うため、永国寺図書館は 2 月 20 日から 3 月 31 日まで休館した。この期間に、資料移転を行いながら、運用ルール等も含め新図書館での開館準備を行った。また、3 月 31 日に内覧会を実施した。

⑦ 健康長寿文庫

健康長寿センターと協力し、池図書館内に健康長寿文庫コーナーを設置した。

⑧ 規則・要領等の改正

- ・高知県立大学学術情報リポジトリ運用指針
- ・高知県立大学総合情報センター永国寺図書館及び高知短期大学総合情報センター図書館資料等利用細則
- ・高知県立大学総合情報センター池図書館資料等利用細則
- ・高知県立大学・高知短期大学総合情報センター蔵書点検実施要領

⑨ スタッフディベロップメント

- ・第 64 回中国四国地区大学図書館協議会総会へ参加
- ・第 22 回公立大学協会図書館協議会中国四国地区協議会総会へ参加
- ・第 57 回中国四国地区大学図書館研究集会へ参加
- ・平成 28 年度公立大学協会図書館協議会中国四国地区協議会研修会へ参加
- ・平成 28 年度目録システム入門講習会へ参加
- ・平成 28 年度図書館等職員著作権実務講習会へ参加
- ・平成 28 年度著作権セミナー（文化庁主催）
- ・図書館サービス基礎研修（総合編）（高知県立図書館主催）
- ・平成 28 年度ブロック別研修会（前期）（高知県立図書館主催）

⑩ 学術情報の発信(紀要)

- ・大学図書館サービスに対する学生の満足
（図書情報部部員、総合情報センター教員）

(3) 情報処理部門（情報処理部会）

① 情報処理システムの管理・運用

利用者登録(ID登録、機器登録等)、トラブル対応、修繕等を実施した。

② 永国寺新図書館、新体育館へのネットワーク整備

平成 27 年度 3 月に完成した永国寺キャンパス、新図書館、新体育館に有線・無線 LAN 環境の整備を行った。

③ ESET と Office および Windows の法人契約

コストパフォーマンスを向上させるため、法人及び工科大と検討し、ウイルス対策ソフト ESET、Office 及び Windows を法人契約とした。

- ④ SINET5 の運用
インターネット接続について、SINET5 にて運用を実施。
- ⑤ ネットワークの通信検知システムへのブロック機能追加
セキュリティー強化のため、既に導入済みであった、疑わしい通信を検知するシステムに疑わしい通信をブロックする機能を追加した。
- ⑥ 池キャンパスネットワーク監視システムの運用開始
池キャンパスにおいて、365 日、24 時間体制でネットワークトラブルを監視できるシステムの運用を開始した。
- ⑦ 池キャンパスネットワークの無線 LAN 運用開始
池キャンパスネットワークにて無線 LAN の運用を開始した。
- ⑧ 池情報演習室の運用
永国寺キャンパスの整備に伴い、前年度末に更新した池キャンパスの情報演習室の運用・管理を開始した。
- ⑨ 法人情報システム運営連絡会
法人本部及び工科大との法人情報システム運営連絡会を 7 月、9 月、3 月に実施した。
- ⑩ 情報セキュリティー委員会
高知県立大学及び高知短期大学の委員により、6 月と 3 月に実施した。
- ⑪ 利用者の情報セキュリティー教育
「セキュリティーの基礎とサイバー攻撃から身を守るためには」と題して、12 月、1 月、2 月に永国寺および池キャンパスで、計 4 回研修会を実施した。
- ⑫ 池キャンパス・永国寺キャンパス無線 LAN の利用者教育
4 月に池キャンパス 4 回、永国寺キャンパス 1 回、計 5 回の無線 LAN 利用者教育を実施した。
- ⑬ スタッフディベロップメント
・平成 28 年度公立大学協会情報処理部会へ参加
※H32-33 年度に高知県立大学が部会長 H32 年度に高知で部会を開催
・平成 28 年度高知県ネットワークセキュリティー連絡協議会への参加
- ⑭ ネットワークの防災訓練
本年度で第 4 回となる県下 5 大学によるネットワークの防災訓練を 9 月に実施した。

2) 研究活動

高知県立大学紀要 地域教育研究センター・総合情報センター編 第66巻

大学図書館に対する学生の満足

山田 覚、渡邊桂子、下元有加、吉本悠子、名和真一、風間 裕

要旨

本研究の目的は、大学生や大学院生の大学図書館サービスに対する満足度を調査すると共に、それらの関係性を分析し、利用者の満足度の構造を明らかにする。また、それらの分析を基に、どの様な図書館サービスの改善が必要で、更にそれらサービスを十分に利用してもらうためには、図書館として何をすべきか検討し、図書館サービスの向上に資する資料を得ることである。評定尺度によるアンケートを作成し、本学の全学生に対し、図書館サービス満足度を調査した。その結果、開館時間、休館日、借出し冊数、借出し期間に関する図書館サービスの満足度が低かった。図書館サービスに対する利用者の満足度の構造は、「借出しサービス」、「借出し条件」、「利用環境」、「利用日時」により構成されることがわかった。対応策として、ある程度の条件を付けた開館時間拡大、月末の休館日の開館、実習等の教育イベントに対応する貸出期間延長と増冊数、試験や実習期間中の開館時間延長等、行なう必要がある。

3) 研修報告

第 57 回中国四国地区大学図書館研究集会 参加報告

図書館情報部 職員2名

テーマ：「大学図書館における学内連携を考える：

もっと前に！ もっと広く！ もっと柔軟に！」

日程：平成 28 年 10 月 13 日（木）～14 日（金）

会場：松江テルサ（大会議室）

様々な学内連携の事例を聞くことができ、大変参考になった。

図書館で学生協働の例も多くあり、本学でも図書館コンシェルジュのような図書館に関わる学生組織ができないかと感じた。現在も図書館アルバイトの学生はいるが、カウンター業務中心なので、図書の展示のアイデアを出したり、資料紹介のポップを書いたりという業務はお願いできない。しかし、ボランティアの学生組織ができれば、例えば推薦図書にポップをつけるなどし、図書館を学生目線に変えていけるのではないか。学生が図書館の業務に関わることにより、学内外で学生を通じた連携ができるようになれば、図書館も成長していきけるのではないかと思った。

平成 29 年 6 月現在、永国寺キャンパスの学生を中心に、活動が立ち上がりつつある。今後、少しでも学生協働といった面が前進できればと思う。池キャンパスからも少ないながら学生の参加があり、可能な限り両キャンパスで連携をしていく予定である。

平成 28 年度公立大学協会図書館協議会中国四国地区協議会研修会 参加報告

図書館情報部 職員

テーマ：「広報力が図書館を変えるー図書館員のための PR 実践講座ー」

日時：平成 28 年 10 月 7 日（金） 13:00-16:35

会場：愛媛大学 中央図書館 4 階 視聴覚室

いくつもの先進的な事例を知り、図書館を PR していくには固定観念を捨て、発想を転換する必要があること、また、普段何気なく使用している以下の図書館用語について見直す必要があることが分かった。

- ・〔返却日〕は「返却しなければならない最終日」という意味で使用しているが、〔返却日〕という言葉には、「返す日」「返却された日」「返却処理をした日」と、いろいろな意味があるので、正確には〔返却期限日〕となる。
- ・〔貸出〕の主語は図書館、〔返却〕の主語は利用者。主語のねじれ。
- ・表記のゆれ〔貸出〕〔貸し出し〕〔貸出し〕

本学は、目立った広報活動はあまりしていないが、平成 29 年度から永国寺は新図書館になったので、今回学んだことを、少しずつでも取り入れていけたらと思う。

平成 28 年度 目録システム入門講習会 参加報告

図書情報部 職員

目的：目録業務に係わる初心者を対象とし、セルフラーニングを受講するに当たっての事前学習を目的とする。

日時：平成 28 年 8 月 29 日（月） 9:30-17:00

会場：広島大学 中央図書館 ライブラリーホール

日常業務においては、NACSIS-CAT に登録されている書誌情報を活用して、OPAC のデータを作成しているが、今回の実習において、実際に NACSIS-CAT で書誌情報を作成する場合の詳しい手順やルールの指針を今回の研修で実習を踏まえて学習したことによって、書誌構造や、書誌レコード作成単位についてなど、改めて深く学ぶことができた。

また、研修終了後には、蔵書数約 220 万冊を誇る広島大学 中央図書館のライブラリーツアーにも参加した。図書館内には学生や教職員が共同で企画しているおすすめ図書展示コーナーなどもあり、図書館単独で情報を発信するだけでなく、学生や教職員で情報を発信していこうという意思を感じ取ることができた。

永国寺新図書館も完成したこともあり、本学の図書館においても、事例を参考にしながら、改めて新しい情報発信の方法を模索していけばとイケないと強く感じた。

6. その他

- ・ 県内各図書館との相互貸借の協力
- ・ 以下に各利用細則を記載している。

高知県立大学総合情報センター永国寺図書館及び高知短期大学総合情報センター
図書館資料等利用細則

高知県立大学総合情報センター池図書館資料等利用細則

高知県立大学・高知短期大学情報処理施設等利用細則

高知県立大学総合情報センター永国寺図及び高知短期大学総合情報センター 図書館資料等利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター規程第4条に基づき、高知県立大学総合情報センター永国寺図書館及び高知短期大学総合情報センター図書館（以下「図書館」という。）の資料等の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館日、開館時間)

第2条 図書館は、次の各号に掲げる日を除き開館するものとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 年末年始
- (3) 図書の点検、整理日（毎月第1水曜日及び夏季休業中、冬季休業中又は春季休業中の一定期間）
- (4) 夏季等休業中の土曜日
- (5) 総合情報センター長が休館を必要と認めた日

2 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

月～金曜日 8時30分～20時40分

土曜日 10時～16時

(利用者の範囲)

第3条 図書館を利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 高知県立大学及び高知短期大学の教職員、非常勤講師、学生、大学院生、委託生、科目等履修生、外国人留学生、研究生、特別聴講生
- (2) 高知県立大学・高知短期大学の旧教職員、卒業生
- (3) 高知工科大学の教職員、非常勤講師、学生、大学院生、研究生、科目等履修生、特別科目等履修生、特別研究学生、聴講生、留学生
- (4) その他総合情報センター長が許可した者

2 図書館の資料等の利用にあたって、係員の求めがあったときは、身分を証するものを提示しなければならない。

(館内利用)

第4条 館内の図書等は、自由に利用できる。利用が終わったときは、すみやかにもとの書架内に返却しなければならない。

2 館内の許可された場所以外での飲食並びに携帯電話の通話及び音の出る操作は、禁止する。

3 所持品の管理は利用者の責任で行う。

4 他の利用者の利用を妨げる行為は行わない。

(貸出券の交付)

第5条 図書の貸出を受けるには、予め貸出券の交付を受けなければならない。

2 高知県立大学・高知短期大学及び高知工科大学が発行する学生証及び職員証は、それぞれ前項の貸出券とみなす。

3 貸出券の交付を受けるときは、身分証明書を提示して、係員に申請しなければならない。

4 貸出券の記載事項に異同が生じたときは、すみやかに届け出をしなければならない。

5 貸出券を紛失したときは、すみやかに届け出て再交付を受けるものとする。

(館外貸出)

第6条 図書の館外貸出は、次の各号の規定により行う。

(1) 図書に貸出券を添えて係員に提示し、貸し出しを受ける。

(2) 図書の貸出期間は、14日以内とする。ただし、貸出期間が長期休業期間中であるとき、総合情報センター長は第3条第1号及び第3号に掲げる学生、教職員について授業開始日から起算して7日以内まで貸出期間を延長することができる。

(3) 逐次刊行物の貸出期間は、7日以内とする。ただし、最新刊の逐次刊行物は、原則として貸し出しをしない。

(4) 貸出冊数は次の表のとおりとする。本条の貸出冊数とは、高知県立大学、高知短期大学及び高知工科大学の各図書館で貸し出しする合計の冊数をいう。

<通常授業期間>

区分	学部学生（学部 に所属する委託 生等を含む）	大学院生（大学院に 所属する科目等履修 生等を含む）	教職員 非常勤講師	一般利用者（第3 条第2号及び第4 号に掲げる者）
貸出冊数	10冊以内	15冊以内	10冊以内	5冊以内

<長期休業期間>

区分	学部学生（学部 に所属する委託 生等を含む）	大学院生（大学院に 所属する科目等履修 生等を含む）	教職員 非常勤講師
貸出冊数	15冊以内	20冊以内	10冊以内

(5) 貸し出しを希望する図書が貸出中で貸し出しの予約をしたいとき、また、同一図書の再貸し出しも係員に申し込めば、支障のない範囲で行うことができる。

(6) 総合情報センター長が必要と認めたときは、貸出図書の冊数の制限、貸出期間の変更をすることができる。また、貸出期間内であっても返却を求めることがある。

(図書等の分置)

第7条 研究又は教育上特に必要があると認められる図書及び逐次刊行物（以下「図書等」という。）は、学部の研究室、資料室等（以下「研究室等」という。）に分置することができる。ただし、総合情報センター長が必要と認めた場合は、返却を認めることがある。

- 2 分置することができる期間は、原則として、当該年度内とする。なお、同一図書の再分置は妨げない。
- 3 研究室等ごとに3,000冊以内とする。
- 4 第1項の規定により分置した図書等（以下「分置図書」という。）は、研究室等の管理者（以下「分置管理者」という。）が責任をもって保管し、利用するものとする。
- 5 分置管理者は、分置図書を原則として分置した場所に常置するとともに、常に図書等の所在を明らかにしなければならない。
- 6 分置管理者は、第3条の規定による利用者から分置図書を利用したい旨の申し出があったときは、支障のない限り閲覧または帯出ししなければならない。
- 7 総合情報センター長は、管理上必要があると認めるときは分置図書の点検を行うほか、必要に応じ出納管理状況を調査することができる。

（館外貸出禁止）

第8条 辞典、目録、索引類、視聴覚資料、その他特に総合情報センター長が指定した図書及び逐次刊行物は、原則として貸し出しをしない。

（保管責任等）

第9条 利用者は、貸し出しを受けた図書の貸出期間を守り、他に転貸してはならない。また返却期間を過ぎた貸出図書の督促に要した費用は、利用者が負担しなければならない。

- 2 利用者が、図書を紛失又は損傷したときは、原則としてその損害を賠償するものとする。
- （文献複写）

第10条 図書館の利用者は、教育、研究、調査または学習上必要があるときは、文献の複写をすることができる。

- 2 利用者は、著作権法を遵守しなければならない。
- 3 その他複写に関する必要な事項は、別に定める。

（相互利用）

第11条 当館が所蔵しない資料については、図書館を通じて他大学図書館等へ、利用の申し込みができる。

- 2 他大学図書館等から、資料の利用の申し込みがあったときは、高知県立大学・高知短期大学における教育及び研究上支障のない限り、これに応じることができる。
- 3 前2項に要する経費は、利用者が負担するものとする。

（視聴覚機器）

第12条 視聴覚機器は、係員の許可及び指示を受けて利用することができる。

（規則の遵守）

第13条 利用者は、図書館の利用に際しては、本細則の各条項を遵守しなければならない。本細則に著しく違反する者に対しては、図書館の利用を停止することがある。

（その他）

第14条 この細則に定めるもののほか、図書館の利用に関する必要な事項は、総合情報セ

ンター長が定める。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

高知県立大学総合情報センター池図書館資料等利用細則

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター規程第 4 条に基づき、高知県立大学総合情報センター池図書館（以下「図書館」という。）の資料等の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館日、開館時間)

第 2 条 図書館は、次の各号に掲げる日を除き開館するものとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 年末年始
- (3) 図書の点検、整理日（毎月第 1 水曜日及び夏季休業中、冬季休業中又は春季休業中の一定期間）
- (4) 夏季等休業中の土曜日
- (5) 総合情報センター長が休館を必要と認めた日

2 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

月～金曜日 8 時 30 分～19 時

土曜日 10 時～16 時

(利用者の範囲)

第 3 条 図書館を利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 高知県立大学及び高知短期大学の教職員、非常勤講師、学生、大学院生、委託生、科目等履修生、外国人留学生、研究生、特別聴講生
- (2) 高知県立大学・高知短期大学の旧教職員、卒業生
- (3) 高知工科大学の教職員、非常勤講師、学生、大学院生、研究生、科目等履修生、特別科目等履修生、特別研究学生、聴講生、留学生

(4) その他総合情報センター長が許可した者

2 図書館の資料等の利用にあたって、係員の求めがあったときは、身分を証するものを提示しなければならない。

(館内利用)

第4条 館内の図書等は、自由に利用できる。利用が終ったときは、すみやかにもとの書架内に返却しなければならない。

2 館内の許可された場所以外での飲食並びに携帯電話の通話及び音の出る操作は、禁止する。

3 所持品の管理は利用者の責任で行う。

4 他の利用者の利用を妨げる行為は行わない。

(貸出券の交付)

第5条 図書の貸出を受けるには、予め貸出券の交付を受けなければならない。

2 高知県立大学・高知短期大学及び高知工科大学が発行する学生証及び職員証は、それぞれ前項の貸出券とみなす。

3 貸出券の交付を受けるときは、身分証明書を提示して、係員に申請しなければならない。

4 貸出券の記載事項に異同が生じたときは、すみやかに届け出をしなければならない。

5 貸出券を紛失したときは、すみやかに届け出て再交付を受けるものとする。

(館外貸出)

第6条 図書の館外貸出は、次の各号の規定により行う。

(1) 図書に貸出券を添えて係員に提示し、貸し出しを受ける。

(2) 図書の貸出期間は、14日以内とする。ただし、貸出期間が長期休業期間中であるとき、総合情報センター長は第3条第1号及び第3号に掲げる学生、教職員について授業開始日から起算して7日以内まで貸出期間を延長することができる。

(3) 逐次刊行物の貸出期間は、7日以内とする。ただし、最新刊の逐次刊行物は、原則として貸し出しをしない。

(4) 貸出冊数は次の表のとおりとする。本条の貸出冊数とは、高知県立大学、高知短期大学及び高知工科大学の各図書館で貸し出しする合計の冊数をいう。

<通常授業期間>

区分	学部学生（学部 に所属する委託 生等を含む）	大学院生（大学院 に所属する科目等 履修生等を含む）	教職員 非常勤講師	一般利用者（第3条 第2号及び第4号に 掲げる者）
貸出冊数	10冊以内	15冊以内	10冊以内	5冊以内

<長期休業期間>

区分	学部学生（学部 に所属する委託 生等を含む）	大学院生（大学院 に所属する科目 等履修生等を含む）	教職員 非常勤職員
貸出冊数	15冊以内	20冊以内	10冊以内

(5) 貸し出しを希望する図書が貸出中で貸し出しの予約をしたいとき、また、同一図書の再貸し出しも係員に申し込めば、支障のない範囲で行うことができる。

(6) 総合情報センター長が必要と認めるときは、貸出図書の冊数の制限、貸出期間の変更をすることができる。また、貸出期間内であっても返却を求めることがある。

(図書等の分置)

第7条 研究又は教育上特に必要があると認められる図書及び逐次刊行物（以下「図書等」という。）は、学部の研究室、資料室等（以下「研究室等」という。）に分置することができる。ただし、総合情報センター長が必要と認められた場合は、返却を認めることがある。

2 分置することができる期間は、原則として、当該年度内とする。なお、同一図書の再分置は妨げない。

3 研究室等ごとに3,000冊以内とする。

4 第1項の規定により分置した図書等（以下「分置図書」という。）は、研究室等の管理者（以下「分置管理者」という。）が責任をもって保管し、利用するものとする。

5 分置管理者は、分置図書を原則として分置した場所に常置するとともに、常に図書等の所在を明らかにしなければならない。

6 分置管理者は、第3条の規定による利用者から分置図書を利用したい旨の申し出があったときは、支障のない限り閲覧または帯出ししなければならない。

7 総合情報センター長は、管理上必要があると認めるときは分置図書の点検を行うほか、必要に応じ出納管理状況を調査することができる。

(館外貸出禁止)

第8条 辞典、目録、索引類、視聴覚資料、その他特に総合情報センター長が指定した図書及び逐次刊行物は、原則として貸し出しをしない。

(保管責任等)

第9条 利用者は、貸し出しを受けた図書の貸出期間を守り、他に転貸してはならない。また返却期間を過ぎた貸出図書の督促に要した費用は、利用者が負担しなければならない。

2 利用者が、図書を紛失又は損傷したときは、原則としてその損害を賠償するものとする。

(文献複写)

第10条 図書館の利用者は、教育、研究、調査または学習上必要があるときは、文献の複写をすることができる。

2 利用者は、著作権法を遵守しなければならない。

3 その他複写に関する必要な事項は、別に定める。

(相互利用)

第11条 当館が所蔵しない資料については、図書館を通じて他大学図書館等へ、利用の申し込みができる。

2 他大学図書館等から、資料の利用の申し込みがあったときは、高知県立大学・高知短期大学における教育及び研究上支障のない限り、これに応じることができる。

3 前2項に要する経費は、利用者が負担するものとする。

(視聴覚機器)

第12条 視聴覚機器は、係員の許可及び指示を受けて利用することができる。

(規則の遵守)

第13条 利用者は、図書館の利用に際しては、本細則の各条項を遵守しなければならない。

本細則に著しく違反する者に対しては、図書館の利用を停止することがある。

(その他)

第14条 この細則に定めるもののほか、図書館の利用に関する必要な事項は、総合情報センター長が定める。

附則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成25年9月13日から施行する。

附則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

高知県立大学・高知短期大学情報処理施設等利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、高知県立大学・高知短期大学総合情報センター規程第4条に基づき、高知県立大学・高知短期大学総合情報センター（以下「センター」という。）が管理する情報処理施設および設備（以下「情報処理施設等」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用区分)

第2条 情報処理施設等の利用区分は以下のとおりとする。

- (1) 登録利用：利用者番号によって利用者を識別して情報処理施設等の機能（ネットワークを經由した利用を含む）を利用することをいう。
- (2) 演習室利用：特定の情報演習室を特定のユーザが占有して利用することをいう。
- (3) 端末機器接続利用：利用者が管理する端末機器（以下、センター外端末という）を機器番号によって識別してセンターが管理するネットワークに接続してネットワークを利用することをいう。
- (4) 特別利用：第1号から第3号までの利用以外の利用、および、第1号から第3号まで

の利用であっても他の利用者の利用に対して長時間または広範囲に支障が生じるおそれのあるものをいう。

(利用資格)

第3条 情報処理施設等を利用することができる者は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 高知県立大学および高知短期大学（以下「本学」という）の常勤の教員および職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他、センターの長（以下「センター長」という）が適当と認めた者

(登録利用申請)

第4条 登録利用をしようとする者は、センター長が別に定める事項を記載した所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 センター長は、前項の申請を承認した場合は、利用者番号を付して申請者に通知するものとする。

(演習室利用申請)

第5条 演習室利用をしようとする者は、センター長が別に定める事項を記載した所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 センター長は、前項の申請を承認した場合は、申請者にその旨を通知するものとする。

(端末機器接続利用申請)

第6条 端末機器接続利用をしようとする者は、センター長が別に定める事項を記載した所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 センター長は、前項による設置申請を承認したときは、センター外端末の機器番号を付して申請者に通知するものとする。

(特別利用申請)

第7条 特別利用をしようとする者は、あらかじめその利用方法や利用によって生じる可能性がある事態等を明示してセンター長と協議を行った上で、個別にセンター長の承認を受けなければならない。

- 2 複数の者が共同で特別利用しようとする場合は、複数の者には第3条第1号の者を少なくとも1名含めなければならない。この場合、複数の者の中から第3条第1号の者1名が代表して申請するものとする。
- 3 前項の申請のための申請書に記載にする事項は、利用の態様に応じてセンター長が個別に指定する。
- 4 センター長は、第1項の申請を承認した場合は、申請者にその旨を通知するものとする。

(申請の代行)

第8条 第4条から第6条までの申請は、やむを得ない事情がある場合は利用者に代わって第3条第1号の者が代行することができる。

(利用の変更)

第9条 第4条から第7条によりセンターの利用を承認された者（以下「利用者」という）は、申請書に記載した事項について変更が生じた場合には、センター長に変更申請を行い、その承認を受けなければならない。

2 変更申請の手続きは、第4条から第7条に定める手続きに準じてセンター長が定める。
(条件付承認)

第10条 センター長は、第4条から第7条までの申請を承認するにあたっては、必要に応じて個別に利用条件を付すことができる。

(利用の中止)

第11条 利用者は、承認を得た利用を中止するときは、センター長にその旨を届出なければならない。

2 前項の届け出の手続きは、センター長が定める。

(利用者の遵守事項)

第12条 利用者は、センター長が別に定める利用ガイドラインに従わなければならない。

2 第10条に定める利用条件が付された場合は、利用者はこの条件に従わなければならない。

3 やむを得ない理由により前2項に抵触する、あるいはそのおそれがある利用が必要となった場合は、あらかじめセンター長の承認を受けなければならない。

(演習室利用の方法)

第13条 演習室利用においては、利用者はその監督のもとで当該利用目的に関わる他の者に演習室を利用させることができる。

2 演習室利用においては、利用者は、承認された目的以外の目的で演習室を使用し、または他の者に使用させてはならない。

(センター外端末の管理)

第14条 端末機器接続利用においては、利用者はセンター外端末の管理責任者として、当該端末が情報処理施設等の正常な運用を妨げないよう、適切に管理・運用しなければならない。

2 センター外端末の管理責任者は、その責任のもとで管理責任者以外の者にセンター外端末を使用させることができる。

(利用者に関する情報の収集)

第15条 センター長は、情報処理施設等の管理・運用を適切に行うために、自動化された方法を含む適切な方法によって情報処理施設等の動作や利用状況に関する情報を収集し保存することができる。

2 前項に基づき保存した情報のうち、利用者の個人情報を含むもの、および、識別記号等を利用した参照によって個人を容易に特定することができるものの取り扱いについては、別に定める。

(利用の報告等)

第 16 条 センター長は、利用者に対し、演習室利用にあつては利用が終了したとき、登録利用または端末機器接続利用にあつては利用年度の末に、利用に関する報告の提出を求めることができる。

2 センター長は、情報処理施設等の正常な運用を行うために必要と判断したときは、利用者に対して利用に関する報告の提出を求めることができる。

3 前 2 項の求めがあつたときは、利用者はその求めに応じなければならない。

4 特別利用の利用者は、利用が終了した後すみやかに、利用に関する報告をセンター長に提出しなければならない。

5 特別利用の利用者は、センターを利用した研究の成果を論文等によって公表しようとするときは、原則としてセンターを利用した旨を明記するものとし、公表後はすみやかにセンター長に公表した論文等を特定する情報を報告するものとする。

(利用承認の解除)

第 17 条 利用者が利用資格を喪失したときは、センター長は当該利用者の利用承認を解除することができる。

2 センター長が特に必要と認めた場合には、利用資格を喪失した者に対し、一定の期間、利用の継続を認めることができる。

(利用者の違反行為等への対応)

第 18 条 利用者が、法令またはこの細則に違反した場合、情報処理施設の運用に重大な支障を生じさせた場合、あるいはこれらのおそれがあるとセンター長が判断した場合、センター長は、その態様に応じて、以下の各号の措置をとることができる。

(1) 当該利用者に対する適切な措置の指示

(2) 当該利用者が利用できる機能の一時的な制限

(3) 当該利用者の利用承認の一時的な停止

2 利用者が理由なく前項第 1 号の指示に従わない場合、センター長は当該利用者の利用承認を一時的に停止することができる。

(端末による違反行為等への対応)

第 19 条 センター外端末の利用によって、法令またはこの細則に違反する利用が行われた場合、情報処理施設等の運用に重大な支障を生じさせた場合あるいはこれらのおそれがあるとセンター長が判断した場合、センター長は、その態様に応じて、以下の各号の措置をとることができる。

(1) 当該端末の管理者に対する適切な措置の指示

(2) 当該端末の端末機器接続利用承認の一時的な停止

2 当該端末の管理者が理由なく前項第 1 号の指示に従わない場合、センター長は当該端末の端末機器接続利用承認を一時的に停止することができる。

(利用承認の取り消し)

第 20 条 第 18 条または第 19 条の規定に基づいて利用承認を一時的に停止した場合、当該

停止事由の是正が適切に行えないとセンター長が判断したときは、センター長は、総合情報センター運営委員会（以下、「運営委員会」という）の議を経て、当該利用に関わる利用承認の取り消しを行うことができる。

（停止・解除・取り消し後の処理）

第 21 条 登録利用承認が一時的に停止されたときは、センター長は当該承認に係る利用者番号を当該利用者の了解を得ることなく一時的に当該利用者が利用できないようにすることができる。

2 登録利用承認が解除または取り消されたときは、センター長は当該承認に係る利用者番号を当該利用者の了解を得ることなく永続的に利用できないようにすることができる。

3 端末機器接続利用承認が解除されたときまたは一時的に停止されたときあるいは取り消されたときは、センター長は当該利用に係るセンター外端末の情報処理施設等との接続を当該機器の管理責任者の了解を得ることなく解除することができる。

4 特別利用承認が解除されたときまたは取り消されたときは、センター長は当該利用に係る情報処理施設等の設定等を特別利用が行えない状態に復帰させることができる。

5 第 1 項から第 4 項までの措置によって当該措置に関わる利用に生じた事態に対して、センターは責を負わない。

（経費の負担）

第 22 条 センターの利用に係わる経費の負担については、センターを設置する法人の理事長が運営委員会の議に基づき別に定める。

（損害弁償）

第 23 条 利用者が、故意または重大な過失により、情報処理施設等を損傷または情報処理施設等の運用に重大な支障を生じさせたときには、その損害に相当する費用を弁償しなければならない。

（雑則）

第 24 条 この細則に定めるもののほか、情報処理施設等の利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 25 年 7 月 25 日から施行する。
- 2 この細則の施行前に利用承認を受けたもの（利用者番号の交付を受けたものを含む）および IP 機器接続の承認を受けたものについては、本細則の該当する条項に基づいて利用承認を受けたものとみなす。

総合情報センター年報
平成 28 年度

2017 年 7 月 28 日 印刷

2017 年 8 月 4 日 発行

編 集 者 高知県立大学総合情報センター
高知短期大学総合情報センター

発 行 者 高知県立大学総合情報センター
高知短期大学総合情報センター

〒780-8515 高知市永国寺町 2-22
TEL 088-821-7129

〒781-8515 高知市池 2751-1
TEL 088-847-8701

印刷・製本 有限会社 近森謄写堂
〒780-0870 高知市本町 5-5-18
TEL 088-875-2181
FAX 088-875-2215
